

○中部地方整備局告示第 7 5 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年六月七日

中部地方整備局長 大村 哲夫

第 1 起業者の名称 三重県

第 2 事業の種類 県道亀山鈴鹿線改築工事（三重県鈴鹿市道伯町字赤坂地内から同市道伯町字芒原地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第 3 起業地

- 1 収用の部分 三重県鈴鹿市道伯町字赤坂、字芒原及び字天神下地内
- 2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県鈴鹿市住吉四丁目地内から同市道伯町字芒原地内までの延長 1,480 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道亀山鈴鹿線改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に供用されている部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、県道亀山鈴鹿線改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号の都道府県道に関する工事であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事については、法第 3 条第 5 号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

県道亀山鈴鹿線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により三重県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により本路線の道路管理者は、三重県であることから、三重県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、三重県亀山市と同県鈴鹿市とを結ぶ幹線道路であり、沿線地域には国内屈指のレーシングコースを有する鈴鹿サーキットとこれに隣接するレジャー施設が存在し、また、本田技研をはじめとする大型工場も多いことから、物流及び観光のルートとして利用されている。

本件区間に対応する現道（三重県鈴鹿市住吉町四丁目地内から同県同市道伯二丁目地内の市道甲斐道伯線と交差するまでの延長 1,750 m の区間）のうち、約 680 m が幅員 5.5 m 未満の狭小区間となっており、特に、幅員が 3.4 m ～ 3.6 m の箇所では通過車両の交互通行を強いられていること、家屋の連たんする区間における見通しの悪いカーブでは極端に速度が遅くなること等から、幹線道路としての機能が損なわれていた。

また、本件区間に対応する現道は、住宅地を通過し、地域住民の生活道路として利用されているにもかかわらず、歩道が整備されていないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全性も脅かされている状況にあった。

そこで、起業者は、このような状況に対処し、本路線の幹線道路としての機能向上を図るべく、昭和 58 年から本件事業を施行し、平成 7 年までに起業地を除く区間の供用を開始しているが、起業地については未改修であることから本件事業の事業効果が十分に発揮できない状況にある。これにより、起業地に対応する現道と県道三行庄野線との交差点付近で交通渋滞が発生しており、円滑な交通に支障が生じている。

平成 16 年 2 月に起業者が行った現地調査によると三重県鈴鹿市道伯町地内において 8,395 台／12 h、混雑度は 1.08 となっており、また、平成 16 年 6 月の朝のラッシュ時に起業者が行った現地調査によると、道伯 4 交差点において東へ 276 m の渋滞長及び道伯交差点において西へ 216 m の渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、自転車歩行者道を備えた 2 車線のバイパス道路が整備されることから、通過交通と生活交通を分散させるとともに、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保及び起業地に対応する現道の交通渋滞の改善が図られるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に検討を行ったところ、大気質、騒音及び振動に関して環境基準等を満たすものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小を解消し、安全かつ円滑な交通の確保を主目的とし、道路構造令（昭和 45 年政令 320 号）第 4 種第 2 級の規格に基づく 2 車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 51 年 4 月 6 日に「鈴鹿都市計画道路 3・4・7 野町国府線」として都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は都市計画と整合している。

さらに、本体工事の施工に伴う農業用水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3（1）で述べたように、幅員狭小である上に歩道が整備されていないことから、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行が阻害されており、住民生活や地域経済にとって大きな支障となっていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ

ていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 三重県鈴鹿市役所